

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年五月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年五月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
字出雲一三三番三地先まで	北葛飾郡杉戸町大字木津内字菖蒲沼 一八六番地先から幸手市大字榎野地	区 間
三・〇〇〃 七・五〇	三・〇〇〃 三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一一三〇・〇〇		延長 (メートル)
		備 考